

## 中小企業シェアリング拡大事業 F A Q

### 1 応募資格関連

	質 問	回 答
1	企業組合の構成事業所ですが、申請できますか。	企業組合の構成事業所は、一事業者と認めております。決算書は企業組合から構成事業所の内訳をもらってください。
2	府内に複数の支社がありますが、支社ごとに申請できますか。	申請は、事業者（企業）単位になります。 府内に複数の支社を有する場合は、事業者（企業）全体で一申請としてください。
3	大阪が本社で京都に事業所があります。京都府内の事業所で事業を実施するのですが、申請できますか。	京都府内に事業所があり、事業を実施する拠点であれば申請可能です。
4	本社が京都府内にあるが、本事業の研究開発や設備を導入する拠点（研究施設や工場）が京都府外の場合でも申請できますか。	事業を実施する拠点が京都府内でなければなりませんので、申請できません。
5	これから起業する個人又は法人が、グループの構成企業として、又は単独で申請可能ですか。	交付申請時に開業していない場合は補助対象外です。
6	個人事業主ですが、補助対象期間中に法人成りしても、補助事業は継続できますか。	変更承認申請届を提出し承認を受けることで、補助事業を継続することができます。

### 2 補助金交付・対象経費関連

	質 問	回 答
1	いずれも府内本社中小企業で、A社、B社、B社の子会社であるC社のグループで応募した場合、補助金交付はどうなりますか。	補助金交付先はA社、B社又はC社のいずれか1社になります。 ※上記における「子会社」とは、資本関係や役員構成などにより、実質的にC社の意思決定をB社が左右していると認められる場合を指します。
2	外貨で支払った場合、証拠書類は何が必要ですか。	領収書類と翻訳、交換レートの確認できる書類が必要です。

※その他ご不明な点があれば、提出先にご相談ください。